

# 「日の丸・君が代」強制反対、不起立処分を撤回させる 大阪ネットワークニュース

第6号

2014年6月29日発行

〒543-0038 大阪市中央区内淡路町

1-3-11シティーコープ上町402

共同オフィスSORA気付「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット



全ての君が代処分を撤回させよう5・17集会

**井前さんへの不当処分の撤回を求める個人・団体署名にご協力を  
「これで処分?! 私は許さない8/1集会」に結集下さい**

6月17日、大阪府教育委員会（以下、府教委）は、連日の反対行動にも関わらず府立高校教員井前弘幸さんに対する戒告処分を強行しました。今春入学式における「君が代」斉唱時の不起立・不斉唱が教育長および校長の職務命令に違反したというのが処分理由です。「起立・斉唱」を強制する「職務命令」自体

がもとより違憲・不法なものです。今回は校長は「職務命令」を出していません。「職務命令」違反そのものがでつち上げです。このような不当・不法な処分をまかり通らせることはできません。

大阪ネットは、井前さんの処分撤回を求める個人・団体署名を提起し、8月1日には撤回運動の集約を含む集会を開催します。署名、集会への最大限の協力と結集をお願いします。

**処分を遅らせた大阪ネットによる連日の撤回要求運動**  
府教委の処分強行を断念にまでは追い込めなかったものの、ここまで井前「処分」を遅らせることが出来たのは、大阪ネットに結集した市民、教職員による、処分を許さぬ連日のビラまき・宣伝活動、また集会、さらには教職員人事課、人事監察委員会窓口である総務部人事課への申し入れ

行動等直接行動の結果といえます。今春入学式以降事情聴取は職務命令とし、書面を出すことに決定した等、被処分者に対する府教委教職員人事課の恣意的で不公平・不公正な扱いや、人事監察委員会教職員分限懲戒部会が委員の氏名も明らかにせず、処分事由を府教委教職員人事課のペー

スで論議することの無責任さ・不正さ等が明らかになりました。大阪ネットとそれに賛同する市民・教職員の力を、署名等も利用し今後とも結集しながら府教委を処分撤回に至るまで追いつめていきたいと思います。

長は、直前の職員会議で「国歌斉唱時の起立・斉唱」を求める職務命令を出さず、教育長通達の配布も掲示も行っていないと主張。井前校長が職務命令を出さなかったのは、4月3日に開かれた府立学校校長会での中原教育長のあいさつ（指示）に基づいています。中原教育長はあいさつの中で、校長の責任と裁量で、教職員への「指示の方法」も「確認の方法」も行うよう指示しているのです。校長は中原教育長の言葉に安心して、職員会議では「職務命令」でなく「お願い」とどめたのです。校長や井前さんが処分に価するといふなら、自分が言ったことに類被りして、一方的に教職員に責任を押しつける中原教育長

のやり方は許せません。弁護士立ち会いの「事情聴取」を「職務命令」違反としたことを撤回せよ

**これで処分?! 私は許さない8・1集会**

日時：8月1日午後6時半から エル大阪南館5階  
主催：「日の丸」「君が代」強制反対大阪ネット  
会場費：5000円

井前さんが「処分」に至った最大の責任は中原徹教育長にある  
井前さんの学校の校

府教委は井前さんに  
対し「事情聴取」への  
出頭を命じる職務命令  
を二度にわたって出し  
（従来なかったこと  
で）、弁護士の同席を  
求める当然な要求に  
対しても、同席を認め  
られない法的根拠を何  
ら示すことなく拒否し  
続け、挙げ句は「職務  
命令」違反との捨て台  
詞を残しています。こ  
れは教職員の権利であ  
る「弁明・意見表明の  
機会」としての事情聴  
取をさらなる処分の材  
料とするものです。こ  
の「職務命令」そのも  
のがただちに撤回され  
べきものであり、「職  
務命令」違反も撤回さ  
れるべきです。

全国の皆さん、井前  
処分撤回の個人、団体  
署名にご協力下さい。

8/1集会に最大限  
結集して、井前処分撤  
回を勝ち取りましょう。



# 「口元チェック」通知をこっそりと撤回した中原教育長 校長会で、「校長の責任と裁量で」 「収束させていきたい」と指示

大阪府教育委員会は、13年9月4日と14年1月14日の2度わたって、卒業式・入学式で「君が代」を斉唱する時、教職員が起立した上で本場に歌っているかどうか、管理職に目視で確認し報告するように求める通知を行いました。いわゆる「口元チェック」通知です。中原教育長は、自身のブログなどで、11年6月の「国旗国歌強制条例」や12年1月の「職務命令通達」を守らせるために当然のことで、府民もそれを求めていると説明してきました。

朝日新聞は「天声人語」で、この通知のおぞましさを次のように批判しています。「自性が大切と普段から説いてきた先生が、信念を封じて口パクをする。想像したくない光景だ。起立斉唱を義務づける条例がある以上、守るのは当然と考える人も少なくないだろう。だが、君が代をどう考

えるか、歌うかどうかは個人の思想・良心の自由にかかわる。最高裁も去年の判決で教育への行き過ぎた処分を釘を刺している。先生がお互いに監視しあう。教育の場が荒廃しないか。多感な生徒の心に暗い影を落とさないか。」(13年9月21日)

すでに、不起立で処分されることを避けるために卒業式や入学式に参列できなかつたり、校長が起立できない教職員を式に参列させない職務命令(卒業学年の担任に式場外勤務を命じる等)を行うなどが横行しはじめています。起立を命じる職務命令によって、重い気持ちで、やっとの思いで、形だけ起立している教職員は少数ではありませぬ。これらに対して、マスコミだけでなく、現場の教職員も、多くの府民も、職務命令や通達・通知を乱発して教職員を萎縮させることには疑問を感じてきました。ましてや、中原教育長に対する「口パク」通知には多くの批判が集まりました。

## 追い込まれた 中原教育長

大阪ネットは、昨年9月から「口元チェック」通知撤回署名に取り組み、再三の要請行動を行って来ましたが、行動には、これまでになく手応えがありません。14年3月の卒業式では、3年生の担任に対する事前の「起立」確認を行い、「起立」を明言しない3年担任を式場に入れない職務命令を発したり、その職務命令をたてに「起立」を迫る校長が幾人も確認されました。中原教育長による「口元チェック」通知をたてに、歌っているかどうかの来賓によるチェックの可能性も噂されました。生徒はそっこのけで、「起立」「斉唱」のた

めの式のようなです。一方で、教育現場にあるまじきこのような行為を認められないと考える校長もありました。式場外の命令を受けた3年担任複数から、弁護士会への人権救済申立の動きも生まれています。「口元チェック」は、現場からも、反対運動からも、マスコミからも、保護者や生徒を含む各方面からも批判され、中原教育長は

「不起立者が少数になつたため、起立斉唱をチェックする特別な体制が不要になった。今後、この問題は通常の校長によるマネジメントに委ねる。」との発言を行つ

たのです。以下に4月3日校長会での関連部分の全文を掲載します。しかし、府教委は、3月25日教育委員会議で、中原教育長と陰山委員長の2名が上記と同主旨の発言を行っていているにもかかわらず、誰でも閲覧可能な「教育委員会議事録」に一切記載せず事実を隠蔽していま

## 「平成26年度当初府立学校校長会 教育長あいさつ」(14年4月3日)

情報開示請求により公開

5. 入学式における国旗・国歌の指導について  
-----  
国・国歌の指導に関してですが、これまで、起立せず、歌わない教員もいれば、起立して歌っている教員もいるということがあります。こうしたこともあって、起立しているけれども歌っていないという教員も含め、きちんと確認しようということになりましたが、歌っていない教員は、起立していない教員とイコールだということが分かりました。それが6人ということの中で、これは1万何千人の中の6人ですので、

円滑に毎年実施している学校からすると、もういい加減にして欲しいという状況もあるかと思えます。ですから、各校の状況に応じて、例えば職員会議で、「これは条例で決まっていることですが、職務命令が出ていますが、6人とはいえ守らない教員がいるので、命令は致し方がないと思っております。」といったように事前に確認をして、我が校は大丈夫だということであれば、当日教頭先生や事務長さんが見て確認するということが一つの選択肢です。これはもう他の法規違反

と同じように扱っていきたいと思っております。例えば、車に乗ってきてはいけないのに乗ってくるとか、タバコを吸っている教員がいると近所からの通報があるとかいった場合はどうするのか、職員会議で「先生方、そのようなら事実がもしもあれば、恥ずかしいので、やめていただきたい」と校長先生が一喝して、それで収まるというのであれば、見回るといふことは、見回るといふ選択肢もあるではないでしょうか。それでは心配だということであれば、教頭先生と一緒に1日1回見て回るといふこともあると思っております。これはどちらがどうということではなく、マネジメントとして必要かどうかという点であれば、やらざるを得ないと思えます。一方で、チェックを簡単





日の丸君が代強制反対、安倍教育改革反対の4・20全国集会（東京）に160人が集まった

にした場合に、歌って起立してしない教員がいないと、歌ったこと、生徒・保護者や来賓の方から指摘されるといふことがあれば、処分はケースバイケースだと思えます。残念ながらマネジメント力も含め、校長先生の責任が追及の対象となります。リスクはあります。ですから、校長先生の方で、自分の学校は大丈夫だということであれば、事前に職員会議で確認するということがとどめてもいいでしょうし、ちよつとうちの

学校は心配だというのがあれば、これまでと同じような形で確認をしていただいても結構です。あるいは、注意すべきは一人だけで、その他の先生は大丈夫だというのが状況であれば、府教委と相談していただいて、その一人に対する対策を肅々と考えていった方が、他の先生方にご迷惑をお掛けしないということもあると思います。事後の報告についても、きちんと立ちましたとか、歌いましたとかいふのはもうやめにして、

## 声をあげれば、きつとつながると信じて 「君が代」不起立減給処分取消訴訟原告 辻谷博子

### 府教委 口元チェック断念！

既になさまご存じのように、大阪府中原教育長の「口元チェック」方針を断念させることができました！これは、大阪ネットの署名にご協力くださった方をはじめ多くの方々の力があつたればこそでした。そもそも私が提訴することのきっかけとなったのが、この「口元チェック」通知でした。いく

残念ながら違反が出たという場合にのみご報告しようと、教育委員全員で話し合いをしました。また、マスメディアの一部には、いつまでも大きく取り扱いたいというのがあつて、また、運動をしている人からすると、取り上げてもらえらば主張したい論点がクローズアップされるかもしれないと、大多数の先生は、イデオロギーや内心の思想

に関わらず、ルールで決まったことだから、好きとか嫌いとかではなく、きちんと守らなければいけないという姿勢で行動してください。この件については、わずか6人のことですから、これを以上しつこく時間を使うのではなく、収束させていきたいと思つていました。皆さんの責任と裁量において、確認の方法を考えたいだけだと思います。

ら何でもこれはひどい、教員が本心に「君が代」を歌っているかどうか目視し報告せよ、と言う通知をそのままにしておけば、どんな理不尽なことでも、府教委から言われることなら何だって従わなければならぬことになってしまいます。「君が代」条例、そして、三度の不起立で免職を定めた職員基本条例、その延長線上には必ず児童・生徒が「歌わされる」

時が来ると考えていましたので、これはどうしても押し戻したかったのです。教員全員が「君が代」を起立し斉唱する形を整えれば、次は、教員が児童・生徒へ「指導」と称して「君が代」を強制する危険があります。また、「口元チェック」を断念させたことは、そのことにとどまらず、声をあげれば共感・共鳴を寄せる人が必ずいることの証でもあります。

### 原告陳述 「君が代」条例は憲法違反！

1月20日の提訴の後、4月19日第一回口頭弁論において意見陳述を行いました。私が最も訴えたいことは、橋下府政のもと制定された「君が代」条例ならばに教育諸条例は憲法に違反していることです。わずか五分でそれを訴えるなどとてもできませんが、裁判長に少しでも伝わるよう精一杯陳述しました。みごとに軍国少女であったという母から聞いた教育の恐ろしさ、戦後教育のなかで育った私の憲法に寄せる思い、高校生の頃初めて知った日本への加害責任やベトナム戦争への加担、それらを通して憲法の理念を実現していくためには、たえず声をあげていかなければならないと感じていることを話しました。教員になつてからは、さまざまな生徒との出会いを通して差別があることを知り、人権教育の担い手である限り、それに反することはできないと、学校で二十年以上にもわたって「日の丸・君

が代」について議論をして来たこと、それを条例や命令で一律的に強制し、「君が代」を歌わないあるいは歌えない教員を排除するような遣り方には到底従うことはできないと話しました。**第3回口頭弁論に向け** 6月9日第二回口頭弁論を終え、被告大阪府の準備書面を読み、改めて条例下の卒業式の異様さを痛感しました。式から教員を排除する行為の方がよほど異常であるのに、そこは問題にはせず、式に参列する行為を非行のよう言う―ここにすべてが表れているように思っています。ただいま原告準備書面を作成中です。夏まつただ中の7月30日、午後4時半から大阪地裁八〇九号法廷で第3回口頭弁論が開催されます。都合がつけばぜひとも傍聴にきてください。その後、東隣りの大阪弁護士会館で午後5時から集会を行います。こちらの方だけでもどうかご参加のほどよろしくお願ひします。



# 「戒告、減給、排除に抗して」

## 奥野泰孝

12年3月27日、戒告処分。13年3月27日、減給処分。卒業式・入学式で国歌を起立斉唱させようという府教委の、次の手は式場からの排除。処分者側が勝手に決めたルール。そして一方的に出す処分。しかも彼らは自分たちが何をしているか判っていないのでルール運用に矛盾が生じている。職務服規律の問題と言いつつ、心ながら条例には愛国心どうのこうのと理由が述べられている。口元をチェックせよと指示を出し9月には教頭、事務長が式場内の教職員の間元をチェックするように言っておきながら、多くの反対意見が出され、また裁判で争えないとわかる。こんな脅しが罷り通ることを許してはならない。そもそも憲法違反の条例、職務命令が撤回されなければならぬ。そのための闘い。間違ったルールだから間違った処分が出て

当たり前。そのルールの間違いを人事委員会闘争、裁判闘争で明らかにしたい。この過程で困ったことは教育を受けている子どもたちが困るということ。「あの府教委が倒れて学校が良くなった」という感想が出てくるためには日常の教室での活動が大事。教室を忘れてはいけない。私にとってこの闘いは教室から始まった運動。というのは、私には同和教育・人権教育を担当していた責任がある。教室で、「差別はいけない」と言っていたことが生徒には口先だけに聞こえていたかもしれない。もっと生徒一人一人の生きにくさに寄り添いリアルに差別や人権を考える教室にすべきだった。それが充分できなかったと反省している。だからこそ、今になって処分されるからと人権侵害の命令に従うわけには行けない。生徒たちには教室で話した差別

撤回の闘いを今私ができないならばこれほど悲しいことはない。教育には見守りが大事です。そして困った時助けてくれる存在がいて子どもは学び成長する。大人もそう。困って司法に相談しても正しい判断が出せないよ。うだとおしまいです。教員のチームワークも見守りが少なくなっています。うるさくノウハウを横から言うか、自分の失敗になるのを恐れて新人に任せない。短いスタンスで常に自分の仕事の成果を評価者に示さなければという強迫観念でベテランも若手もあくせくしている。そして君が代強制に従うことなど平気でできることになってしまっている。これに抵抗してどれほど多くの血と涙が流されたか。被処分者はもちろん傷ついているが、管理職も本来の教育への思いから墮落させられていく。心ある管理職は苦しみ、降格人事



（奥野さんが前任校で育てたアンのバラ）

委を希望したり、早期退職したりしている。大阪に精神疾患で病休の教員が多い理由はこのような事のためだ。闘いで傷ついている。しかし教室で目の前にいる子どもたちへの働きかけに手を抜くことはできない責任を負っている。平和と正義を考えて理想を持って国が進むように、この「君が代」強制の問題が社会から忘れられないように、人事委員会と裁判の闘いを応援してください。☆大阪地裁 第6回口頭弁論 8月25日（月）15時から809号法廷。閉廷後、集会を予定しています。☆人事委員会 第3回口頭審理（本人尋問）8月27日（水）14時～16時 咲洲庁舎29階。

### 【集会等案内】

- 7月1日（火）
  - 人権侵害申し立て16時～、弁護士会館、記者会見 17時～、府庁別館。
  - 大阪維新の会・橋下市長と闘う労働者のつどい 18時30分～21時、エルおおさか・南館ホール。参加協力券；500円。主催；「大阪維新の会・橋下市長と闘う労働者のつどい」実行委員会。
  - 7月20日（日）
    - 梅原さんのお話を聞く会 14時～、交野ゆうゆうセンター。主催；憲法とくらしを考える会。
    - 7月25日（金）
      - 梅原さん大阪府人事委員会口頭審理 10時～、大阪府咲洲庁舎29階。
      - 7月26日（土）
        - グループN連講演会 13時～17時、エルおおさか709号室。
        - 7月30日（水）
          - 辻谷さん減給処分取り消し裁判・第3回口頭弁論 16時30分～、大阪地裁 17809号法廷。報告集会 17時～大阪弁護士会館 1002号室。

- 8月1日（金）
  - これで処分？！私は許さない8・1集会 エル南5階。第一部「井前さんが語る、怒！」、第二部「橋下・維新と闘う当事者からのアピール」。主催；「日の丸」。「君が代」強制反対大阪ネット。
  - 8月3・4日
    - 第31回教育労働者全国交流会 戦争の時代―屈辱から解放を― 3日13時30分～4日15時、東京セントラルユースホステル。
    - 8月10日（日）
      - 女川から未来を考えるつどい、加藤登紀子ライブ&トーク。小出裕章 14:00開演。小出裕章講演・地元トークライブ・加藤登紀子「WE」会場。女川町総合体育館（宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原190）チケット千円。主催；女川から未来を考えるつどい実行委員会。アクセスなど詳細：http://tanoshiroyama.com/onagawa/index.html
      - 8月25日（月）
        - 奥野さん大阪地裁第6回口頭弁論 15時～、大阪地裁 809号法廷。